

経営者保証ガイドラインQ & Aの改定概要

事業性評価に着目した経営者保証ガイドラインの運用【G L Q&A. 4-13 の新設】

経営者保証に依存しない融資の一層の促進のために、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係るQ & Aを追加。

具体的には、対象債権者が、主たる債務者である企業の事業内容や成長可能性などを踏まえて、個人保証の要否や代替的な融資手法を活用する可能性を検討する場合には、企業の財務データ面だけに捉われず、主たる債務者との対話や経営相談等を通して情報を収集し、事業の内容や持続・成長可能性など含む事業性を適切に評価することが望ましいことを明確化。

また、対象債権者は、情報の収集等に当たり、主たる債務者との信頼関係の構築等をしつつ、必要に応じて説明を促していくこと、一方、主たる債務者は、それに応じ正確な情報を開示し、丁寧に説明することが期待されることを明確化。

この明確化により、対象債権者は、無保証融資または保証解除に関するガイドラインの解釈・判断をより柔軟に運用することが可能となるとともに、債務者・保証人においては、財務状況だけではなく、事業計画や業績見通し等を対象債権者に説明することにより保証解除等につながる可能性がより認識される。

以 上

「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定について

(下線部分が修正箇所を示す)

改 定 後	現 行
<p>(4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進 (2) 対象債権者における対応)</p> <p><u>Q. 4-13 4 (2) について、対象債権者がその判断にあたり、主たる債務者である企業の事業内容や成長可能性などを踏まえて、個人保証の要否や代替的な融資手法を活用する可能性を検討する場合には、どのような対応が望ましいでしょうか。</u></p> <p>A. 対象債権者が、主たる債務者である企業の事業内容や成長可能性などを踏まえて、個人保証の要否や代替的な融資手法を活用する可能性を検討する場合には、企業の財務データ面だけに捉われず、主たる債務者との対話や経営相談等を通して情報を収集し、事業の内容や持続・成長可能性などを含む事業性を適切に評価することが望ましい対応であると考えられます。</p> <p>その際、対象債権者は、主たる債務者から、財務情報だけでなく、事業計画や業績見通し等の情報について、より詳しい説明が受けられるよう、主たる債務者と信頼関係を築き、アドバイスを行うとともに、必要に応じて説明を促していくことが考えられます。また、主たる債務者は、それに応じ正確な情報を開示し、丁寧に説明することが期待されます。</p> <p>なお、以上の取組みは、主たる債務者の企業規模や経営体制等を踏まえたうえで、柔軟に進めていくべきものと考えられます。</p>	(新設)

以 上